

## 年末調整や確定申告には、 社会保険料控除証明書を

### 国民年金は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市県民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

### 毎年11月初旬に送付

このため、生命保険会社が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明書の内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。  
納付忘れがある場合も、年内に納付すれば今年分の控除として、申告することができます。

### 2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合などで、10月2日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。したがって、結果として、平成21年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明が送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際には必ずこの証明書や領収書を添付してください。

### 控除証明書をなくされた場合

控除証明書をなくされた場合は、市町村では再発行できませんので、大切に保管してください。再発行が必要な際には、コザ社会保険事務所（☎933-3437・933-3438）へお問い合わせください。

### ご家族の保険料を納付した場合

ご家族の国民年金を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となります。ご自身の社会保険料の額と合算することができますので、ご家族分の控除証明書も申告する方の申告書に添付して申告してください。

国民年金保険料を納付したら社会保険料控除の申告を！



## 付加保険料を納めて年金額を増やしませんか！

### 付加年金とは

平成21年度の老齢基礎年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で792,100円です。付加年金は老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、老齢基礎年金に上乗せして支給される年金です。

### 付加保険料とは

毎月の国民年金保険料（平成21年度は14,660円）に、上乗せして納める保険料（月額400円）です。

### 2年で元がとれるお得な年金です！

付加年金額は、200円×付加保険料納付月数で計算します。

例えば、付加保険料（400円）を10年間納付（4万8千円）した場合の付加年金額は、

**付加年金額**  
**200円×120月（10年）**  
**＝2万4千円**

つまり、付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になり、2年で元がとれることとなります。

※付加年金は定額のため、物価スライドはありません。

※納めた保険料は社会保険料控除の対象となるので節税にもなります。

### 付加保険料を納めることができるのは

国民年金第一号被保険者の方です。

※保険料の免除や保険料の納付猶予を受けている方、国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

### 付加保険料の納付は

①窓口で申し込んだ月分から納付できます。

②納付期限は翌月末です。

③納付期限を過ぎた場合は、その月分の付加保険料を納めることができますので、ご注意ください。

### お申込手続きは

市役所年金課へご相談ください。

